



第2次地域福祉計画 第2次自殺対策計画

概要版

ともに支え
ともに生きる
人に優しい美浜町



令和6年3月
美浜町

美浜町第2次地域福祉計画とは



「地域福祉」とは

「福祉」というと、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者ごとにわかれ、必要なサービスがそれぞれの法律や制度によって個別に提供されるものにとらえる人が多い傾向にあります。

しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応が難しい複合的な課題や、公的サービスの対象にはならないものの、生活するうえで困っていることなどが数多く存在します。

「地域福祉」とは、自分自身の努力（自助）、近隣や地域、団体等による支え合い（互助）、介護保険に代表される社会保障制度やサービス（共助）、公的サービス（公助）を連携させ、地域の様々な生活課題を解決し、地域全体をよりよいものにしていくとする取り組みです。

簡単に言うと、“みんながお互いのできることを持ち寄ること、またそうしたことができる仕組みをつくること”です。



計画策定の目的

本町では、平成31年3月に策定した地域福祉計画（第1次）に基づき、様々な取り組みを積極的に推進してきました。

しかし、全国平均や和歌山県平均を上回る勢いで人口減少・少子高齢化が進む中、家族形態の変化等に伴い、伝統的な家庭や地域の支え合いの力、いわゆる「地域の福祉力」が弱まってきています。

また、8050（9060）問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的サービスだけでは対応が難しい課題が出てきています。

国では、市町村における地域福祉計画の策定を努力義務化し、福祉分野の上位計画として位置づけたほか、『地域共生社会』を目指すという目標を打ち出しています。

こうした地域の課題やわが国の動向等を踏まえ、町民や関係団体・事業者等より多くの主体の福祉活動への参画を促し、地域ぐるみで支え合う体制を強化するため、「美浜町第2次地域福祉計画（令和6年度～令和10年度）」を策定します。

『地域共生社会』とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



計画の位置づけ

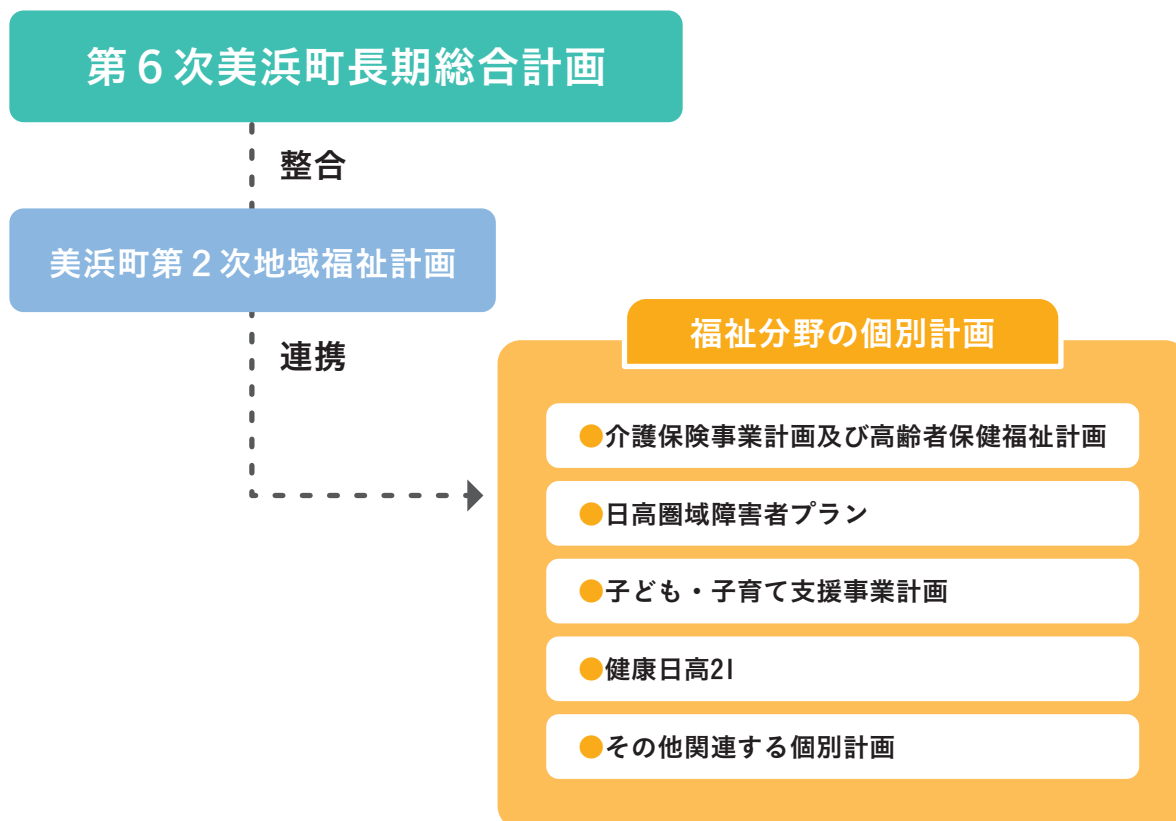
本計画は、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本町が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

また、本計画は、本町の最上位計画である「第6次美浜町長期総合計画（みはまみらい2030プラン）」の個別計画としての性格を持っており、将来像である『海と緑に彩られた 強く優しく美しいまち 美浜町』を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。

本町における分野別の福祉施策については、それぞれの個別計画に基づいて推進していきますが、本計画は、これらの計画の上位計画として、共通の取り組みを明らかにするとともに、さらに必要な取り組みを加えたものとし、町民の参画と協働を促しながら、町民生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、本計画は、自殺対策基本法の改正（平成28年4月施行）により義務化された「市町村自殺対策計画」のほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含むものとします。

● 地域福祉計画と他計画との関係



計画の目指す姿



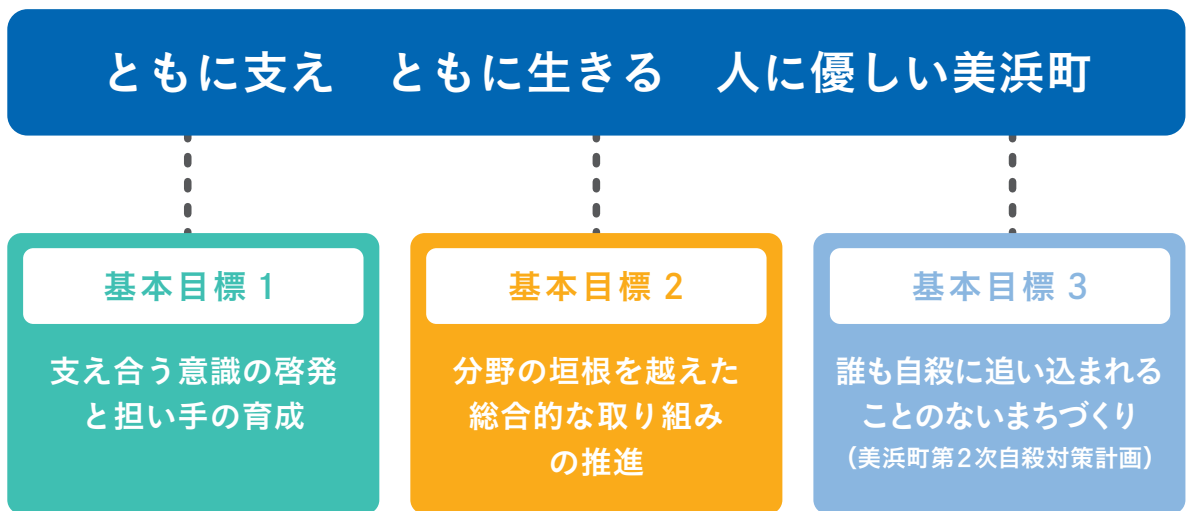
将来像と基本目標

これからの地域福祉においては、地域住民自らがいきいきと自分らしく生きていくことを基本に、困りごとや悩みごとができたときに、必要な支援や援助を、自ら選んで受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を、地域のあらゆる主体がみんなで築き上げていくことが重要です。

また、本町の最上位計画である「第6次美浜町長期総合計画（みはまみらい2030プラン）」では、将来像である『海と緑に彩られた 強く優しく美しいまち 美浜町』の実現に向け、6つの分野目標が設定されていますが、その2番目に、『人に優しい健康・福祉のまち』が掲げられており、子どもから高齢者まで、すべての町民が支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる“優しい”まちを目指すこととしています。

これらのことを踏まえ、本計画の将来像と基本目標を次のとおり定め、その実現に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

● 将来像



施策項目と主な取り組み

基本目標 1

支え合う意識の啓発と担い手の育成

町内のあらゆる主体の支え合う意識を高め、一人でも多くの町民の活動への参画促進、“みんなで支え合う”という地域風土の再生と創造を進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、情報発信をさらに強化していきます。

また、今後を見据えた組織的な活動が活発に行われるよう、社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を担う団体等の育成・支援を進めます。

1 広報・啓発活動の推進

- 支え合う意識を高めるための広報・啓発活動の充実
- 人権啓発等の推進

2 福祉教育・交流事業の推進

- 学校等における福祉教育・交流事業の推進
- 地域における福祉教育・交流事業の推進



3 福祉ボランティア活動の促進

- ボランティアセンターの機能強化
- 福祉ボランティア活動の活発化の促進
- 福祉ボランティアに関する新たな仕組みの検討

4 地域福祉を担う団体等の育成・支援

- 社会福祉協議会の活動支援
- 各種団体等の活動支援



基本目標 2

分野の垣根を越えた総合的な取り組みの推進

高齢者福祉・障害者福祉・子どもの福祉等の各分野において共通して取り組むべき課題、分野を越えた複雑かつ複合的な課題などに対し、分野の垣根を越えて横断的・総合的に対応していきます。

また、庁内各部門の連携及び関係機関・関係団体等との連携をさらに強化し、断らない包括的な相談支援体制の整備を進めます。

1 見守り活動の促進

- 民生委員・児童委員等による見守り活動の促進
- 母子保健推進員による見守り活動の促進
- 認知症サポーターによる見守り活動等の充実
- PTA等による見守り活動の促進
- 民間事業者による見守り活動の促進
- 地区組織・自主活動団体等による見守り活動の促進
- 電話訪問による見守り活動の推進
- 緊急通報システムの貸与



2 外出・買い物等の支援

- 高齢者・障害者等を対象とした「外出支援事業」の実施と充実検討
- 障害者を対象とした「移動支援事業」の実施
- ひとり暮らし高齢者等を対象とした「買い物サロン事業」の実施と充実検討
- 車いす利用者を対象とした「外出支援サービス事業」の実施

3 交流の場・居場所づくり

- 介護予防事業等を通じた交流の場・居場所づくり
- 子育て支援事業を通じた交流の場・居場所づくり
- 地区組織・自主活動団体等の各種活動を通じた交流の場・居場所づくり
- 公園の整備充実による交流の場の確保

4 生活困窮への対応

- 生活困窮者の実態把握と相談・指導の推進
- 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の利用支援
- 生活福祉資金の貸付



5 ひきこもり、孤独・孤立等への対応

- ひきこもり、孤独・孤立等に関する実態の把握
- ひきこもり、孤独・孤立等に関する支援施策の検討・推進

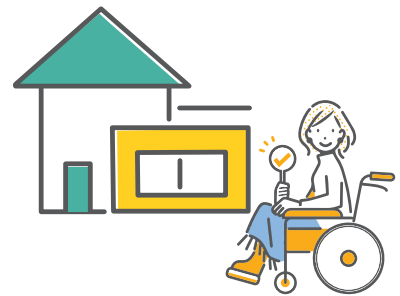
6 就労の支援

- 和歌山労働局等との連携による就労の支援
- シルバー人材センターの運営支援
- 障害福祉サービス等による障害者の就労の支援
- 働きやすい環境づくりに向けた啓発等の推進



7 住まいの支援とバリアフリー化

- 高齢者等の住宅改修の支援
- 障害者等の住宅改修の支援
- 木造住宅の耐震診断・耐震改修の支援
- 町営住宅の長寿命化
- 公共施設のバリアフリー化等の推進
- 情報・コミュニケーションのバリアフリー化の推進



8 防災・防犯対策の推進

- 自主防災組織の充実促進
- 災害時の避難に支援を要する人の避難支援体制の充実
- 福祉避難所の充実
- 高齢者・障害者・児童等の防犯・消費者対策の推進

9 権利擁護の推進・虐待の防止

(美浜町第二期成年後見制度利用促進基本計画)

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実
- 成年後見制度等の周知・啓発と不正防止の徹底
- 成年後見制度の担い手の確保・育成
- 誰もが成年後見制度を利用できる環境づくり
- 高齢者・障害者・児童等の虐待の早期発見・早期解消



10 包括的な情報提供・相談支援体制の整備

- 情報の集約化・共有化
- 多様な情報媒体等を活用したわかりやすい情報提供の推進
- 包括的な相談支援体制の整備検討・推進

基本目標 3

誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり (美浜町第2次自殺対策計画)

「生きることの包括的な支援」を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない美浜町を実現するため、町内における自殺の実態や国の新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、自殺対策に関する関係機関・関係団体等との連携強化のもと、広報・啓発活動や教育の推進、自殺対策を支える人材の育成をはじめ、それぞれの世代等に応じたきめ細かな自殺対策を推進します。

1 地域におけるネットワークの強化

- 自殺対策に関するネットワーク会議の充実
- 地域住民によるネットワークづくり



2 自殺予防のための啓発・教育の充実

- 自殺予防に関する啓発活動の推進
- 悩みごと・困りごと等に関する相談窓口情報の周知
- 命の大切さを学ぶ教育・SOSの出し方に関する教育の推進
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応

3 自殺対策を支える人材の養成・確保

- 町民を対象としたゲートキーパー養成の推進
- 職員を対象としたゲートキーパー養成の推進
- 自殺対策にかかわる人のメンタルヘルス対策の推進



4 相談支援体制の充実

- 悩みごと・困りごと等に関する相談支援体制の強化
- 事業所におけるメンタルヘルス対策等の促進

美浜町第2次地域福祉計画・第2次自殺対策計画【概要版】

－ともに支え ともに生きる 人に優しい美浜町－

令和6年3月
発行／和歌山県 美浜町
編集／美浜町かがやく長寿課

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278
TEL:0738-23-4950
FAX:0738-23-3523